

平成 30 年 3 月

お得意様 各位

鈴鹿生コンクリート販売協同組合

電話 059-383-5511

担当者 長井 一平

お 知 ら せ （ 重 要 ）

建設現場で不要となったコンクリート等の取り扱いがこれまでとは異なってまいります。
その概要を以下に記載しますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

1. アジテータ車から排出(荷卸し)された生コンクリート等の取り扱い

(1) 次の①～③は、現場から生コン工場へ持ち帰ることができなくなります。

- ① ポンプ打設時の先行モルタル
- ② ポンプ車(ホッパー、ブーム、配管等)に残ったコンクリート
- ③ ポンプ車洗浄後の水(コンクリート含む)

(2) 生コン工場でポンプ車を洗浄することができなくなります。

2. アジテータ車から排出されていない生コンクリート等の取り扱い

荷卸しされていない(全量未使用、一部使用した残り)コンクリートについては、購入者(荷受人)から不要である(仮称：キャンセル)との意思表示がされた場合、生コン工場が自らのものとして持ち帰り適切に処理します。

3. 適用開始時期

平成 30 年 4 月 1 日から適用されます。

以上